

# 富山県内水面漁場管理委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和4年2月28日(月) 午後1時30分から午後2時20分  
場所 富山県民会館706号室

## 2 出席委員

田中篤人、山本勝徳、笠井廣志、中田眞一郎、中田礼子、角眞光彦、藤田信弥、  
堀井律子、(欠席委員：なし)

## 3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 田中篤人

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

## 5 議事録署名委員の指名

中田礼子、角眞光彦

## 6 水産漁港課職員

矢野課長、小善課長補佐、川口主任

## 7 事務局職員

渡辺事務局長

## 8 付議事項(議題)

### (1) 令和4年度増殖目標量の委員会指示について(諮問)

県から資料1に基づいて、説明があった。

県内の各漁業権においては、コイ以外で令和3年度の増殖目標量を全て達成したこと、令和4年度の増殖目標量を令和3年度と同じとして委員会指示を発出することの説明があった。また、各河川における外来魚の状況についても説明があった。

藤田委員から、令和4年のアユ種苗の遡上の状況などについて情報があれば聞かせてもらいたい。県水産研究所ではカタクチイワシの漁獲量とアユ稚魚の遡上量と

は関係があるという報告をしており、少し早いかもしれないが、これらの今年の情報があれば聞かせてほしいという意見があり、県から、まだデータを入手していないので、次回委員会までに調べてお知らせする旨回答があった。

この他、委員からの質問等はなく、令和4年度増殖目標量について採決の結果、全会一致で異議なしとされ、資料1-2の委員会指示案のとおり指示を発出することとなった。

## (2) 朝日内水面漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権行使規則及び遊漁規則の一部改正について（報告）

県から、資料2に基づき朝日内水面漁業協同組合からの要望について、報告があった。サクラマス及びヤマメ、イワナを対象とした採捕者のなかには、河口から海面に向かって投げ釣りをを行う者が見受けられ、朝日内水面漁業協同組合では、資源保護の観点から区域を河口から上流方向へ移動させたいと、考えていること。また、河口側の採捕区域が狭まることから、採捕区域の上流端を現行より上流方向に広げたいと考えていること、さらには、投網の採捕区域を竿釣りの採捕区域と統一したいと考えていることが説明された。

一方で、上流端を移動させる場合、上流端付近には小川頭首工があり、そこには魚道があるものの、淵が形成され、魚等が溜まる可能性が高い場所であり、資源保護の観点から、どこまでを採捕区域とするか検討する必要があることの説明があった。

中田眞一郎委員から、資料中に採捕区域をどこまでとするか要検討とあるが、朝日内水面漁業協同組合の考え自体はどうであるか確認したい、と発言があり、県から、朝日内水面漁業協同組合では、採捕区域を上流に移動し、その範囲を小川頭首工付近まで広げたいという意向であると説明があった。

藤田委員から、小川のような流域が狭い河川では、サクラマスの生息場所が限られており、採捕区域を投網と竿釣りで同じにすると、どうしても二者でトラブルが発生することが予想されるので、その点をきちんと整理されるのが良い、わざわざ河口付近の竿釣り区域を除外する理由が不明である、と意見があった。

中田眞一郎委員から、黒部川でも河口付近で海に向かって投げ釣りをされている場合、実際にサクラマスが釣れたのを確認しないと取締りができないという監視時に苦労している現状がある。この観点から小川の場合も河口からの一定区域は禁漁にしたいと考えられたのは妥当ではないか、と意見があった。

水産漁港課小善補佐から、朝日内水面漁業協同組合からは、漁場監視が難しいことを聞いている。また、投網と竿釣りの漁場が重複してトラブルの元になるという点については、漁協さんも想像できていない可能性もあるので、本委員会の委員の皆様からこういう意見が出たことを伝え、変更に向けての判断材料としていただく

こととしたい、と意見があった。

藤田委員から、各河川の河口では、「スズキ釣り」と称して、サクラマス狙いの釣りをを行う者も普通に存在する。竿釣りの範囲を上流に変更することが果たして有効なのか疑問が残る。それよりも漁場が重複することによって生じるトラブルについて熟考をお願いしたい、と意見があった。

角眞委員から、投網の行使者が少なく、現状で捕獲がないとの説明であったが、漁業協同組合さんの意向として、投網に獲らせたいのか、そうでないのか、という質問があり、県から、朝日内水面漁業協同組合としては、投網の行使者に現状より多く獲ってもらいたい思いがある、と説明があった。

角眞委員から、アユが解禁となると淵に溜まった魚を捕りに入るので、頭首工下流には目印となる旗などが必要であると意見があった。

小善課長補佐から、資料の写真のとおり川幅も狭く、網漁具での捕獲が容易であり、区域の選定が重要になると考え、本日は皆様の意見を伺ったところである、と説明があった。

田中会長から、本日委員の皆様から頂戴した意見を、組合に伝えてもらいたいと発言があった。

### (3) その他

前回1月27日に開催された委員会において、田中会長から質問のあった、「神通川水系熊野川における水産動物採捕規制の委員会指示が最初に発出された平成20年以前の状況、発出の経緯」について、県から回答があった。

前回の委員会で説明した当該地域の現状に加え、当時、県水産研究所がその区域でサクラマス、ヤマメの資源増大のための生産力調査を実施していたこと、また、河川管理者が堰堤に魚道を整備し、魚道の効果調査を水産研究所で実施していたことなどから、付近において、漁業権業種とそうでない魚種を含めた一貫した採捕制限が必要であると判断されたことから、委員会指示が発せられたものであった、と説明があった。

田中会長から、4月からの機構改革に伴う県の組織について質問があり、矢野水産漁港課長から、漁業法の改正に伴い、新たな水産振興施策として資源管理型漁業やスマート水産業などを一層推進する必要があることから、これらに対応するために、県水産漁港課内に新たに水産技術職が班長となる「水産班」が設置され、その配下に従来と同じ漁政担当と振興担当の部署を配置し、組織強化を図ることが予定されている旨説明があった。

### (4) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和4年5月26日（木）13時30分から開催することを申

し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月28日

議長

---

署名委員

---

署名委員

---